

外国人留学生等の就業体験事業業務委託 提案競技仕様書

本仕様書は、福岡市（以下「市」という）の「外国人留学生等の就業体験事業業務委託」（以下「本業務」という。）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、本市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託件名

外国人留学生等の就業体験事業業務委託

2 目的及び事業概要

福岡市内の教育機関には、外国人留学生が多数在籍しているが、卒業後に福岡での就職を希望してもそれが叶わず、高度な教育を受けた人材が地域外に流出している現状がある。外国人留学生等の地元企業への就職を支援するため、市が留学生、企業を募集し、地元企業での就業体験事業を実施する。就業体験後、留学生・企業双方の意向が合えば、就職につなげるもの。

なお、市においては、本業務とは別に、以下のとおり、卒業前年度の留学生を中心に、福岡市への定着を促進することを主たる目的とした「外国人留学生の就職支援事業」を実施していることに留意すること。

<参考>【外国人留学生の就職支援事業】

卒業前年度の留学生を中心に、早い段階から日本における就職活動や、在留資格、福岡で働く元留学生等に関する情報提供を行うとともに、地元企業に対しては、「外国人雇用に関する制度」や「職場での受入れ環境」の周知等を行う。

また、留学生と地元企業の交流会などにより、留学生の市内企業への就職意欲や市内企業の受入れ意欲の向上を図り、留学生の福岡市への定着を促進するもの。

○概要

- ・留学生へのサポート…各学校への出張セミナー（年間15回（校）、5～11月実施予定）、相談窓口開設
- ・企業へのサポート…市内企業セミナー（年間3回、5月下旬・7月・9月実施予定）
- ・留学生と市内企業との交流会 等

3 事業対象者

(1) 外国人留学生等 ※募集・選考は福岡市が主体で実施する。

福岡市内の教育機関に在籍する、又は在籍した留学生を対象とする。

なお、下表の条件に適した者のみを対象とする。

区分	在籍・卒業校	条件	申込時点の在留資格	人数
現役留学生	福岡市内の 大学（院）、短期大学、 専修学校（専門課程）、 日本語教育機関	①申込時点で、令和9年3月までに卒業見込みの者*1	留学	45名程度
卒業生*2		②卒業後1年目で、日本での就職活動を継続している者	特定活動（就職活動）	

*1 令和9年4月以降に卒業見込みの者も応募可とするが、応募者多数の場合は、①②の応募者を優先する。

*2 卒業生で、卒業後1年目に、在留資格「特定活動（就職活動）」に変更して、福岡市主催の「留学生向けインターンシップ事業」に参加し、就職活動を継続した者で、就職先が決まらず、卒業後2年目も就職活動の継続を希望する者については、「特定活動（地方公共団体が実施するインターンシップ参加を含む就職活動）」の在留資格で本事業に参加可能。（※日本語教育機関の卒業生は対象外）

【参考】外国人留学生等の募集について

- ・現役生・卒業生ともに年度当初に募集・選考を行う。参加人数は現役生・卒業生計45名程度とする。ただし、選考状況によって45名に満たない場合は、10月に追加募集する場合もある。

(2) 地元企業

外国人留学生等の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格での採用を希望し、本事業の実施場所となる事業所を福岡市内に有している企業で、外国人留学生等採用後の配属先として福岡市内の事業所を予定している企業（以下、「地元企業」という。）

福岡市内での本事業の実施が困難な場合には、市と協議の上、福岡都市圏（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市）内に事業所を有する企業の参画も可能とする。その場合、当該企業が支店等の機能を福岡市内に有していることを条件とする。

4 実施場所

福岡市内（福岡都市圏内）

5 実施期間

契約締結日～令和8年3月31日

6 委託業務の内容

外国人留学生等の地元企業への就業体験に係る次の業務。

なお、本業務の実施にあたり、市は、市ホームページやSNS等で広報する。また、外国人留学生等の募集・選考は市が行うが、選考の際は、受託者もオブザーバーとして同席すること。

(1) 受入れ地元企業の募集・選考等の実施

- ① 本事業に参加する外国人留学生等（以下、「参加学生等」という。）の就業体験を受入れる地元企業（外国人材採用実績のある企業・就業体験実施後、令和8年度内に採用意向のある企業）を、チラシを作成のうえ、参加学生等が希望する業種などを想定して効果的に開拓すること。また、市が本事業を周知した企業や、「外国人留学生の就職支援事業」に参画した企業のうち、情報提供に同意した企業に対してもアプローチすること。（「2 目的及び事業概要」参照）。

なお、令和6年度までの事業により既に20社程度が参画しており、これらの企業のうち、市で継続の意向を確認できた企業については、引き続き参画企業として取り扱うものとする。

- ② 受入れ地元企業の開拓（募集・選考）にあたっては、以下ア～ウの条件を満たす受入先であるかどうか十分に審査すること。

ア 福岡市内（福岡都市圏内）にある事業所での令和8年度内の採用を念頭に置いた就業体験ができること。

イ 専門的・技術的分野等の外国人留学生等を採用する意思があること。

ウ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律及び同法律における「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（下記 URL 参照）を理解・遵守できること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>

(2) 外国人留学生等の募集・選考の事務の実施

市が行う参加学生等の募集・選考（書類審査及び面接）に係る以下の事務を、受託者において実施すること。なお、実施にあたっては、市へ定期的に状況を報告すること。

① 募集チラシの作成

参加学生等を募集するために、本事業の内容・目的等を分かりやすく記載した

チラシ（日本語、英語の２パターン）を作成すること。

② 外国人留学生等の申込受付

申込フォームを作成し、申込を受け付けた外国人留学生等の情報を一覧にするなどして管理すること。なお、申込フォームは、市ホームページ内のリンク先に設定することとする。

③ 外国人留学生等の条件の確認

外国人留学生等が、３（１）に掲げる事業対象者に該当するか確認を行うこと。判断に迷うケースがあった場合は、市へ連絡すること。

④ 外国人留学生等が提出する書類の確認

外国人留学生等が提出した書類について、不足や不備等がないか確認を行うこと。
また、書類が外国語で記入されていた場合は、日本語への翻訳を行うこと。

⑤ 外国人留学生等の選考に係る連絡調整

外国人留学生等に対して、提出書類や、面接の日程に係る連絡調整を行うこと。

（３）参加学生等の研修等の実施

選考を通過した参加学生等に対し、就業体験及び就職活動に必要な知識・スキルを身に付けるためのワークショップ等、参加学生等に役立つ研修を企画・開催すること。

- ・実施にあたっては、日本語が堪能でない学生に配慮すること。また、講師による研修などを実施する場合は、同研修を録画し、途中から参加する留学生にも提供できるようにするなど配慮すること。
- ・研修については、原則すべての参加学生等に同様に実施するものとするが、追加募集により、途中参加した者については、市と協議するものとする。

（４）マッチングイベント等の実施

留学生がインターンシップ先として希望する企業を選択するためのイベントを実施し、企業と参加学生等をマッチングする場を創設すること。また、個々の参加学生等の希望・特性や、企業の求人ニーズに応じたマッチングが行われるよう、随時、留学生や地元企業への働きかけなどを行うこと。

（５）就業体験の実施

受託者は、以下の点に留意し、参加学生等の就業体験を実施すること。

【就業体験について】

- ① 個々の参加学生等の希望・特性や企業の求人ニーズに応じて、地元企業と参加学生等を効果的にマッチングし、有償の就業体験を実施すること。なお、就業

体験の期間は、１日間～30日間程度とし、個々の参加学生等及び受け入れる地元企業の意向等に応じて、個別に設定すること。また、就業体験中の参加学生等への給与相当額及び交通費は、受託者が負担すること。当初契約額における１件当たりの就業体験期間は10日間とする。

- ②就業体験は、労働者派遣などの枠組みを用いて法令順守の上実施すること。
- ③就業体験で行う活動は、参加学生等が有する技術・知識などを生かせる「技術・人文知識・国際業務」等の就労を目的とした在留資格に該当する必要がある。
- ④就業体験後、参加学生等と地元企業との合意により、就職することができるものとする。
- ⑤就業体験は、参加学生等に許可されている「資格外活動」（出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号参照）の範囲内で実施すること。

【実施にあたっての注意事項など】

- ①参加学生等が就業体験を実施するにあたっては、受託者において、インターンシップ等賠償責任保険、または左記に類する保険に加入し、参加学生等が就業体験中に負った傷害等や、第三者に与えた損害に対する補償に備えること。
- ②就業体験に向けて、参加学生等が受入れ地元企業へ事前訪問を行う際には、受託者は必ず同行すること。
- ③就業体験中は、随時、参加学生等をサポートし、就業体験の状況を把握すること。
- ④受託者は、参加学生等や地元企業からの各種相談に対応できる相談体制を整備すること。通話機能のないスマートフォンでも相談できるようにするなど、参加学生等が相談しやすい体制とすること。
- ⑤参加学生等が適法に就業体験に参加できるよう、出入国管理関係法令をはじめとする在留管理制度や労働関係法令を遵守すること。
- ⑥就業体験実施後、受託者は参加学生等の就職希望を確認し、希望がある場合には、企業の採用意向を確認のうえ調整すること。
- ⑦受託者は、就業体験実施後、市が開催する就業体験報告会（年に１～２回の開催を予定）に出席すること。

（６）その他の事業

上記の（１）から（５）までの業務以外で、参加学生等の地元企業への就職支援推進を目的とした事業を必要に応じて実施すること。

７ 市への報告等

（１）年間スケジュール・実施業務内容の策定

年間スケジュール及び各実施業務の内容を作成し、市に提出すること。

また、事業を円滑に実施するために、必要に応じて、市と受託者において協議を行うこと。

(2) 事業報告

実施した業務について、適宜、市に進捗等を報告すること。また、3ヶ月ごとに報告書を作成し、市に報告すること。

(報告月：7月、10月、1月、3月)。

8 再委託

業務委託の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、市の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ① 業務の主要な部分を再委託すること。

9 委託料の支払

(1) 委託料は、事業運営にかかる固定費相当委託料及び就業体験実施実績にかかる変動費相当委託料により構成する。

(2) 当初契約額は固定費相当委託料及び変動費相当委託料の総額とする。

(3) 変動費相当委託料は、参加学生等の給与相当額、交通費、インターンシップ等賠償責任保険料により構成するものとし、目標件数で除した額を1件当たりの単価とする。変動費相当委託料の総額は、就業体験実施件数に1件当たりの単価を乗じて得た額とする。なお、当初契約額における就業体験実施件数は目標値(25件)とする。

(4) 就業体験の実施件数が目標値(25件)を超える場合は、目標値を超える見込みとなった時点で、市に報告を行うこと。

10 その他

(1) 事業の実施にあたっては、出入国管理及び難民認定法、同法施行規則、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例その他の関係法令を遵守すること。

(2) 本仕様書に定めない事項については、別途協議のうえ書面にて定める。